

平成 27 年 第 2 回定例会 （第 2 日 6 月 5 日）

〔質問〕 沖本

ざま大志会の沖本浩二です。議長にお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行ってまいります。

まず、議長に資料配付の許可を求めたいと思います。

資料を配付していただいている間に、5月27日のNHKのちょっと首都圏ニュースのことについて触れたいと思います。

神奈川県が巨大地震の被害想定ということで、ごらんになった方も多いかと思いますが、神奈川県は相模湾から房総半島沿岸にかけての相模トラフと呼ばれる海底で巨大地震が起きた場合の新たな被害想定を公表し、関東大震災クラスの地震では最悪で3万人余りが死亡するおそれがあるとしています。これは27日の防災会議の中で公表されました。

県は今回公表した中から、より現実的な想定を優先的に選んで対策を検討した上で、県の地域防災計画に反映させる方針です。神奈川県の黒岩知事は、「衝撃的な数字だが、市町村と連携をしながら県として人命を守る体制をしっかりと整えていきたい」と、こう話されております。

県の地域防災計画の改定後は当然、市の防災計画も見直しを図られるかと思いますが、それだけではなく、黒岩知事がおっしゃるように、県としてはさまざまな視点、分野で市町村との連携を密にし、県民、市民の命を守る、こうしたまた市の施策につながるような取り組みに期待をしながら質問に入っていきたいと思います。

今回の一般質問は、自主防災組織の現状と組織化の推進についてを主題として、1、自主防災組織の組織率の現状について、2、「都市部をはじめとしたコミュニティの発展に向けて取り組むべき事項について（通知）」、3、マンション等共同住宅の管理組合並びに自衛消防組織への自主防災組織の組織化支援について、それぞれ伺ってまいります。

今回の質問に当たって、事前に現状把握、データ収集、法令の解釈等の事柄について安全防災課、消防予防課の協力をいただいたことに感謝を申し上げます。また、芥川県議会議員にも協力をいただいております。

それでは、自主防災組織の組織率の現状について伺ってまいります。

自主防災組織の現状や課題についての質問は、これまでも多くの前任者が取り上げられ、議論を交わされております。そうした前任者と当局のやりとりを踏まえながら、事前に当局からいただいた情報をもとに私なりの観点で伺ってまいります。

平成26年第2回定例会の一般質問、前任者である星野久美子議員の質問と、それに対する市民部長の答弁を失礼ながら簡略した形で振り返ります。質問として、「本市では自主防災組織は自治体が主体で立ち上げていますが、第四次座間市総合計画実施計画書によると組織率は平成23年の現状値が76%で、平成27年の目標値75%をこの時点で上回っており、高い数値になっています。そこで、今現在の本市における自主防災組織の組織率を改めて伺います。また、近隣自治体と比較するとどうなっているのか伺います」という質問に対しまして、市民部長からは「平成26年3月現在、150の自治会に自主防災組織があり、組織率は77%となっています。近隣市としては厚木市、海老名市、綾瀬市が100%、大和市が99.3%と高い組織率となっています。本市においては平成20年度の70%から平成25年度の77%と伸びは見せていますが、他市に比べてまだまだ低い状況です。引き続き自主防災組織の結成について呼びかけを行ってまいります」という答弁がありました。

また、再質問では、「大和市、厚木市、海老名市、綾瀬市の分母は何か、わかればお聞きします」との質問に、「近隣市の状況の詳細についてはそれぞれの事情があり、わかりづらく、我々としても不明な状況にあります。一概に他市との比較というのにはできない状況です。今後近隣市については聞き取りをしながら研究してまいりたいと思います」という旨の答弁をされています。また、市民部長の答弁の後、遠藤市長からも自治会のありよう、本市を含めそれぞれの市で地域のコミュニティのつくり方には違いがあることに触れられた答弁もありました。

ここで改めて、第四次座間市総合計画実施計画書の23、防災・減災、目指す姿、まちづくり指標、自主防災組織の組織率について整理をしておきたいと思います。

配付資料の1をごらんください。これは、本市の自主防災組織の組織率をどのような数値をもとに算出しているかを明らかにしたものであります。(1)は平成26年4月1日付の数値です。まず、分母となる自治会数が195、分子となる自主防災組織数が150となっており、組織率は76.9%、小数点以下3位、四捨五入して77%となっており、これは星野久美子議員が質問された際に答弁で示された組織率と変わりはありません。留意点として、分母となっている自治会数195の内訳として、座間市自治会総連合会、これ以降、市自連と称しますが、この市自連に加盟している184の単位自治会と市自連に加盟していない地域コミュニティ団体11が含まれています。地域コミュニティ団体11の詳細としては、自治会を結成しているが市自連には加盟していない団体が5、自治会は結成していないが自主防災組織を結成している団体が6、その6団体のうち、マンション等の共同住宅に組織されている団体が5という中身になっています。また、分子の自主防災組織数150は複数の単位自治会等が一つの防災組織をつくっているケースがあり、実際の組織数、組織名としての数でもあらかずならば127になるということです。組織率を算出する分子の数として、単位自治会等の数を用いているようです。

(2)のデータは、直近の平成27年4月1日付のデータです。分母となる自治会数が195、分子となる自主防災組織数が151となっており、組織率として77.4%となっています。分母の内訳として、自治会数195は市自連に加盟している183の単位自治会と市自連に加盟していない地域コミュニティ団体12が含まれています。地域コミュニティ団体12は、自治会を結成しているが市自連には加盟していない団体が5、自治会は結成していないが自主防災組織を結成している団体が7、その7団体のうち、マンション等の共同住宅に組織されている団体が6という中身になっています。また、分子の自主防災組織数151は、実際の組織数、組織名としての数では128とこのことです。内訳の中の数値に若干の変動があり、この1年間では組織として一つふえ、組織率としては76.9%から77.4%、0.5%の伸びがあったということになります。

次に、(3)のデータは、近隣4市の自主防災組織の状況をあらわしたものです。4市とも平成26年度末現在のデータで、自治会数をA、自主防災組織を結成している自治会数をBとして、組織率をA分のBで算出され、厚木市、海老名市、綾瀬市が100%、大和市が99.3%となっています。近隣市の自治会数、そして自主防災組織を結成している自治会数の考え方については不明です。

星野久美子議員の一般質問に対する市民部長や遠藤市長の答弁にもありましたが、やはり自主防災組織、あるいは自治会のありよう、考え方はそれぞれであり、一様にして組織率を比較することは難しいものだと考えられます。

本件については、ここにおられる皆さんと本市のまちづくり指標としての自主防災組織の組織率の考え方、算出における分母の自治会数と分子である自主防災組織の数の内訳について共通認識として持ち得ることにとどめ、当局には平成32年度目標値、組織率80%を目指した政策に取り組んでいただくことを鋭意努力をされることを望んでおきます。

次に、自主防災組織の組織率を国や神奈川県ではどのようにあらわしているのか調べてみました。配付資料2をごらんいただきたいと思います。これは総務省消防庁、これ以降、消防庁と称しますが、理事者席の消防長とは異なりますので、お間違えのないようにお願いします。

資料2、消防庁のホームページから閲覧できる平成26年版防災白書、附属資料33、自主防災組織の都道府県別結成状況、平成26年4月1日現在の一覧表であります。

この資料からは、文字が小さくて見にくいかもしれませんが、消防庁として各都道府県の管内世帯数を分母A、自主防災組織がその活動範囲としている地域の世帯数を分子B、自主防災組織活動カバー率をA分のBとしてあらわしていることがわかります。平成26年4月1日付の自主防災組織活動カバー率は、全国が80%、神奈川県は78.7%となっています。正直に申し上げて、自主防災組織がその活動範囲としている地域の世帯数、自主防災組織活動カバー率とは何をどう示しているのか、消防白書には詳しい定義が記されていないため私にはよくわかりませんが、単純な私の解釈として、イメージですけれども、仮にAという地域には自治会があり、自主防災組織もある地域として、その両隣にBとCという地域があり、そこには自治会はあるけれども自主防災組織はない。こうした状況ではあるが、A、B、Cは連自治会として常日ごろから連携を密にし、夏祭り等の行事は合同で開催しているような、そんな関係にあるとする。そうした関係の中で、有事の際にはA地域の自主防災地域はBとCの地域の方たちを放っておくかといえればそれはあり得ない。A、B、Cが互いに助け合うことは必然だと考えます。私はこうしたA地域の自主防災組織から見たときのA、B、Cを合わせた世帯数を自主防災組織がその活動範囲としている地域の世帯数、そういうふうにかえ考えました。また、それをA、B、Cを含む自治体エリアから見たときのA地域自主防災組織を含めた自主防災組織の活動範囲の割合を自主防災組織活動カバー率と、そういった解釈をする次第であります。

次に、配付資料3をごらんください。これは神奈川県ホームページから閲覧できる平成25年度版消防統計。火災予防、自主防災組織の現況。最新版、平成27年4月1日現在の資料であります。県並びに県下市町村の自主防災組織数、自主防災組織数内訳、組織されている地域の世帯数、規約等を定めている自主防災組織数があらわされています。平成25年4月1日現在、県全体の自主防災組織数は7,364、組織されている地域の世帯数は306万2,525、座間市の自主防災組織数は125、これは先ほど申し上げましたが、本市の自主防災組織率のところでも述べましたけれども、実際の組織数、組織名として数えられた平成25年4月1日付の数値であります。そして、組織されている地域の世帯数は2万3,392となっています。ごらんになってお気づきのとおり、組織率については表記されていませんが、各市町村の組織されている地域の世帯数が示されているので、この年の各市町村における住民基本台帳に基づく世帯数をもってすれば組織率を算出することは可能であります。

ただ、先ほど述べた消防庁の消防白書であらわしている自主防災組織活動カバー率の分母となる自主防災組織がその活動範囲としている地域の世帯数と県の消防統計であらわしている組織されている地域の世帯数は、その文言の違いから意味合いは異なるものだろうと、この時点ではそう感じておりました。私個人としては、組織されている地域の世帯数というのは、Aという自主防災組織を結成している地域単体の世帯数と解釈をするものであります。

私の解釈はさておき、神奈川県が既に持ち得ているであろう最新のデータ、既に消防庁が平成26年度版の消防白書を公表されているのですから、県の平成26年度版消防統計、最新の自主防災組織の現況資料を確認したい、さらには、県、県下市町村の自主防災組織率をあらわしたデータがあるのではないか、それを確認してみたいということで芥川県議に連絡をとり、自主防災組織の組織率を含む最新の自主防災組織の現況資料を県の担当課より入手していただきました。

配付資料4をごらんください。これがその資料。平成26年県内市町村別自主防災組織結成状況、平成26年4月1日現在です。この資料には、平成25年の自主防災組織の現況に対し、管内世帯数A、組織されている地域の世帯数B、組織率A分のBの項目が加えられ、その数値が示されております。県全体としては管内世帯数Aが397万6,546、組織されている地域の世帯数Bが313万161、組織率A分のBが78.7%。そして座間市、管内世帯数Aが5万5,477、組織されている地域の世帯数Bが2万3,696、組織率A分のBが42.7%と、県内では最低の組織率になっています。私、この組織率の値には本当に驚いたというか、ショックを受けました。また、芥川県議もこの資料を県の担当から提示されたときにやはりショックを受けたようです。

他の市町村の組織率を見てみると、相模原市、小田原市、茅ヶ崎市、三浦市等5市5町の組織率は100%となっているほか、歴然たる数値格差があらわれております。ただ、冷静に考えてみました。これは何かあるなと思ったわけであります。まず、この資料の管内世帯数A、397万6,546、組織されている地域の世帯数B、313万161、組織率78.7%は、消防庁の自主防災組織の都道府県別結成状況に示されている神奈川県管内世帯数A、自主防災組織がその活動範囲としている地域の世帯数B、自主防災組織活動カバー率と同じ数値になっております。それはそうです。そもそも消防庁の資料で示されている自主防災組織がその活動範囲としている地域の世帯数の数値は、消防庁が各都道府県に調査、提出を求め、各都道府県は管内市町村に調査、提出を依頼し、市町村はその依頼を受け調査し、その数値を都道府県に報告する。各都道府県はその数値を合算し、消防庁へ報告しているはずであります。事前に本市の安全防災課にお聞きしたところ、確かに神奈川県から毎年、組織されている地域の世帯数の調査を依頼され、その数値を県に報告されているとのことでした。

それで私は思ったのですが、県から調査、提出を依頼されている組織されている地域の世帯数というものにはそれなりの定義があり、先ほど述べた私の解釈、組織されている地域の世帯数はAという自主防災組織を持つ単体地域の世帯数ではなく、Aという自主防災組織を持つ地域が自主防災組織を持たない両隣の地域、B、Cも面倒見ますよといった、つまり消防庁が示している自主防災組織がその活動範囲としている地域の世帯数として定義されているのではないかと思うわけです。単純に言えば、A、B、Cの三つの地域を持つ市であれば、自主防災組織の組織率はAだけとすれば33.3%、でもカバー率としては100%になるということです。組織されている地域の世帯数についてまず定義があるのか、そして、定義の捉え方、県に報告する値として各市町村に認識の違い、隔たりがあるのではないかと私は懸念を抱くものです。

最初に述べた本市と近隣市の自治会や自主防災組織、その組織率の考え方や指標の持ち方、管理の仕方はそれぞれのコミュニティの特徴が反映されるものとして納得できますが、国や県として各自治体の現状をあらわす値の定義の捉え方は異なることがあってはならないと考えます。

前置きが大変長くなりましたが、ここで質問に移ります。

県から県下各市町村へ調査、報告を依頼されている自主防災組織の組織率の分子となる組織されている地域の世帯数Bの定義をいま一度確認していただくとともに、その捉え方に本市と他市町村で隔たりはないのか、当局に伺います。また、本市としての捉え方が異なり、組織率が誤りであるならば、直ちに修正し、県に報告するなど早急な対応を求めるものですが、当局の所見を伺います。

次に、「都市部をはじめとしたコミュニティの発展に向けて取り組むべき事項について（通知）」について、配付資料の5をごらんください。これは先月5月12日の読売新聞の記事の切り抜きであります。見出しは「マンション管理組合 防災組織と位置づけ 総務省通知 要支援者名簿提供へ」。記事を読み上げます。「総務省は先月5月12日、自主的な活動を行うマンション管理組合を町内会や

自治会などと同じ地域活動の担い手として位置づけ、自治体が支援するよう都道府県に通知する。急速に進む高齢化や災害への対応には、都市部を中心にふえるマンションの管理組合の役割が重要だと判断した。同省が特に期待するのは、防災面での管理組合の役割。避難訓練などの自発的な防災活動を行う管理組合を自主防災組織として位置づけ、自力での避難が難しい避難行動要支援者の名簿を提供するなど、防災面での役割を明確化する。犠牲者の約6割が65歳以上の高齢者だった東日本大震災の教訓を踏まえ災害対策基本法が2013年に改正され、要支援者の名簿作成を自治体に義務づけた。しかし、要支援者の名簿の提供先はこれまで自治会や町内会などに限られていた。ただ、個人情報保護の観点から名簿管理への不安の声もあるため、個人情報の管理方法の指導や名簿作成のルールづくり、地域との協定締結などを自治体に求める」。以上のように報じられております。

配付資料の6をごらんください。これが総務省から各都道府県に通知された「都市部をはじめとしたコミュニティの発展に向けて取り組むべき事項について（通知）」であります。

長くなるので通知の前文のみを読み上げます。「都市部においては、人口の流動化等が進む中で、人と人のつながりが希薄化することにより、孤独死や社会的孤立問題が深刻化し、大きな社会問題となっているなど、近年、コミュニティの弱体化の課題が指摘されています。こうした中、総務省では昨年度、都市部におけるコミュニティの発展方策に関する研究会を開催し、マンション住民の地域とのつながりや災害弱者等の名簿保有の問題を中心とした防災面におけるコミュニティの役割などといった都市部のコミュニティが抱える課題について調査研究を進め、都市部を始めとしたコミュニティの発展に向けて、これら課題解決に資する方策について検討を行ったところです。このたび本研究会において、別添のとおり報告書がまとめられました。本研究会の報告書の趣旨を踏まえ、都市部を始めとしたコミュニティの発展に向けて、各地方公共団体において取り組むべき事項について下記のとおり通知します。貴職におかれましては、下記事項にご留意の上、都市部を始めとしたコミュニティの発展に対して格別の配慮をされるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨、周知くださるようお願いいたします。なお、本通知は、地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言であること、また、マンション管理に係る観点から国土交通省住宅局市街地建築課マンション政策室と協議済みであることを申し添えます」。以下、通知には、地方自治体が取り組むべき八つの事項を提示しています。

主眼は、先ほど紹介させていただいた読売新聞の記事のとおりであります。通知の中にマンション管理に係る観点から国土交通省住宅局市街地建築課マンション政策室と協議済みとうたわれているのは、折しも同時期に国土交通省が進めていたマンションの新たな管理ルールに関する検討会の最終報告書、これは平成27年3月に出ておりますが、この報告書で現行のマンション標準管理規約からコミュニティ条項を削除する方針が出されたことによるものであり、総務省としては標準管理規約からコミュニティ条項が削除されても関係なく、本通知による内容を重視し、自治体としての取り組みには影響しないことを示したものだと考えられます。この通知ですが、当局に確認させていただいたところ、本市には5月25日に県から届いていると伺っております。

そこで質問ですが、通知が届いた早々、大変恐縮ではありますが、まずはこの通知について、総括的な所見を当局に伺います。通知の内容として、市民部、そして福祉部の二つの所管部に係るものです。両所管部の率直な所見を伺っておきたいと思っております。

次に、マンション等共同住宅の管理組合並びに自衛消防組織への自主防災組織の組織化支援について伺ってまいります。

先ほど通知に対しての総括的な所見を当局に求めましたが、ここでは自主防災組織の組織化支援に

ついて特化して伺ってまいります。今回の通知には各地方公共団体において地縁団体、これは前文を引用しますが、自治会、町内会等の地縁による団体を示しております。この地縁団体を対象に各種の連絡、支援を行う際には、その内容に応じ、管理の一環として、これらのコミュニティ活動を行っていると思われる管理組合等に対しても同様の取り扱いを行うこととあります。また、多くの区分所有者が居住者として住むマンションにおいて、自発的な防災活動を行う管理組合等も自主防災組織として位置づけることが有効であると考えられることとあります。マンションなど共同住宅の管理に関する法令を調べたところ、消防法や消防法施行令、消防法施行規則では、延べ面積の500平方メートル以上、全体の収容人員50人以上のマンションを含む共同住宅においては、その管理権者、マンションなどでは管理組合の理事長に当たりますが、その管理権者は、当該建物の防火管理に必要な業務を行わせるため、実施責任者である防火管理者の選任が必要となり、また、防火管理者は防火管理に係る消防計画を作成することが定められております。また、本市消防予防課にお聞きしたところ、本市においては防火管理者を定めなければならない防火対象物等に含まれる共同住宅は296棟、そのうち防火管理者が実際に定められている共同住宅は192棟、また、防火管理に係る消防計画を作成している共同住宅は161棟あるとのことでした。本市は前述のように自治会を結成しているが市自連には加盟していない団体が5、自治会は結成していないが自主防災組織を結成している団体が7、その7団体のうちマンション等の共同住宅で組織されている団体が6という事例があります。自発的な防火・防災活動を行う団体、マンション居住者で立ち上げられていると思われる自主防災組織を把握され、支援をされているわけです。

今回のこの通知は、こうした取り組みを後押しする内容だと思っております。防火管理者を定めなければならない防火対象物等に含まれる共同住宅は296棟あり、この296棟には賃貸マンション等を除けば管理組合が存在するはずですが、通知にあるように、地縁団体に限らず、マンションの管理組合を始めとする多様な主体がコミュニティ活動を展開していることが考えられます。また、296棟の中には防火管理者が定められ、消防計画を作成している161棟があります。消防法や施行令、施行規則において義務づけこそはされておきませんが、この中には消防計画を作成している共同住宅で自衛消防組織を設置しているところもあるとお聞きしております。161棟の中で自衛消防組織を立ち上げ、自発的な活動に取り組まれているようなところがあれば、こうしたところには自主防災組織として位置づけをしてもよいのではないかと考えるものです。まちづくり指標、平成32年度目標値、組織率80%を目指した取り組みにもつながるものだと考えます。

そこで、提案と質問ですが、ぜひ当局としては消防と連携しながら、この296棟の中にある管理組合に対し、自主防災組織の組織化、とりわけ自衛消防組織を立ち上げられているところには自主防災組織としての位置づけをしていただき、自主防災組織化の拡充に努めていただくよう望むものであります。このことについての当局の所見をお伺いし、1回目の質問とさせていただきます。（拍手）

〔答弁〕野本市民部長

神奈川県内の市町村別自主防災組織結成状況の組織率の分子となる組織されている地域の世帯数の定義、これの捉え方について認識の違い、隔たりはないのかという質問をいただきました。

この自主防災組織結成状況につきましては、毎年、総務省消防庁から県を經由して調査依頼があります。その中の調査項目の一つとして、組織されている地域の世帯数、これを報告しているものでして、座間市では市内自主防災組織に加入している世帯数、これを報告しておりました。しかし、座間市の組織率と県の平均組織率、またほかの市町村の組織率との数値の隔たりが大きいことから改めて

確認いたしましたところ、組織されている地域の世帯数とは、それぞれの自主防災組織がその活動範囲としている地域の全世帯数でありまして、その世帯数は住民基本台帳に基づいて算出することとなっております。このことから、議員からご指摘のありました定義の捉え方については、座間市との認識の違いによるものと確認いたしました。しかしながら、自主防災組織の組織率ということであるならば、災害時の活動実態を示す数値として考える座間市の捉え方がむしろ妥当なのではないか、より実践的なのではないかと考えるところであります。

いずれにいたしましても、今後、県の定義に基づき早急に県に報告し、可能な限り調整を図っていくとともに、今年度の報告からは是正した内容を県に報告いたします。

総務省の通知、「都市部をはじめとしたコミュニティの発展に向けて取り組むべき事項」、これについての総括的な所見を求められました。

マンションの増加や転勤族の増加に伴いまして、既存のコミュニティに加入したり、参加する者は全国的に減少傾向にあります。地域での関係性が希薄になっているという状況です。また、施設管理のみを行う管理組合は、地域コミュニティとしての機能面からすると十分なものとは言えないのではないかと考えます。しかしながら、マンションにあっても自主的な活動を行っている管理組合もあると考えており、こういったマンションの管理組合も一つの単位自治会と捉え、地域活動の担い手として災害時などにおけるその存在の重要性は十分認識しているところであります。

また同様に、都市部を始めとしたコミュニティの発展に関し、国が最も期待している部分、これもまた防災面の管理組合の役割だと考えております。災害時においては一つのマンションだけではなく、その周辺自治会と連携をとり、対応を図ることは広く情報の共有と有効性が高まることは、これは言うまでもありません。市としては、市自治会総連合会加入団体も含め、これ区別することなく自治会としての届け出があれば受け入れる体制は整っております。できる限りの管理組合と自治会との連携支援に力を注いでまいりたいと考えております。

次に、自主防災組織の組織化支援、組織の拡充についてご質問をいただきました。

自主防災組織は、自分たちの地域は自分で守るという自覚、連帯感に基づき自主的に結成する組織でありまして、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織であります。座間市においては、マンション等の共同住宅に対しては自主防災組織規約を作成し、結成の届を市に提出された管理組合については従前から自主防災組織として受け入れ、資機材対応や防災訓練の支援を行ってまいりました。

消防法の対象とするマンション等の共同住宅では、防火管理者の選任、消防計画に基づく自衛消防組織の編成、訓練など、防災につながる基本部分のノウハウは、これ既に有していると思われることから自主防災組織の組織化も比較的容易と考えられますので、消防と連携しつつ、自主防災組織の拡充及びその支援に努めてまいりたいと存じます。

以上です。

〔答弁〕 比留川福祉部長

総務省自治行政局住民制度課長の通知について、総括的な所見を求められました。福祉部が所管する避難行動要支援者に関することについてご答弁いたします。

この通知に係る避難行動要支援者に関することは、第2の避難行動要支援者の名簿情報の提供に関するルールの体系化と3、部局横断的な取り組み体制の構築、4、平常時からの各種主体の取り組みに対する支援についてです。各項目について、その必要性は十分に理解しているところでございます。

しかし、本市の状況でございますが、避難行動要支援者の名簿情報の提供について、自主防災組織で既に作成し管理しているところがある一方、個人情報扱うことの難しさや自治会未加入者の問題など、自治会によって温度差があります。また、平成26年の災害対策基本法の改正により新たに名簿に介護や障がいの状況をつけ加えなければならないこと、さらに、自治会の役員が毎年のようにかわる場合に必要な研修や制度の説明など、幾つかのハードルもございます。いずれにしましても、座間市災害時要援護者支援協議会を中心に、他自治体等の状況を把握しながら研究し、進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔質問〕 沖本

ご答弁ありがとうございます。

たかが数字、されど数値というわけで、数値にこだわっているわけでもないのですけれども、実質自主防災組織、組織率も大事なのですけれども、やはり中身が一番大事なので、そこはまたしっかりと当局のほうでも消防と協力して、実際の活動の面でもご指導いただければなというふうに思います。

ただ、すごくしゃくだったのですね、今回ね、どうしても。本市はシェイクアウトをやっているし、災害ボランティアネットワークの皆さんの活躍もあって、そういった防災に関しては非常に県下の中でも相当進んでいる市だというふうに私自身も自負はしているのですね。そうした中でこういう42.7%という数値が出たときには本当にショックでして、それが今、部長のほうからも答弁ありましたようにその捉え方が間違っていたということなので安心はしたのですけれども、もっとしゃくなのは、これ随分前からデータとっているはずなのですよ。消防庁のほうはずっと調べていくと、当然当初はですね、平成19年までは自主防災組織が組織されている地域の世帯数という言い方をしていたのに、突然平成20年から自主防災組織がその活動範囲としている地域の世帯数という言い方に変えているのですね。カバー率のほうもそういう言い方を平成20年からしている。県のほうも調べても、その規定のところは何も関係なくずっと同じ自主防災組織が組織されている地域の世帯数ということでやっているのですけれども、確かに平成25年では組織率というのは出ていなかったのですけれども、県のほうの。今回、芥川県議にお願いして入手していただいた先ほどの資料、これひよっとしたら平成26年の資料として出てしまうのですよね、これね。そしたらこの数字がですね、やはりひとり歩きして、例えばですよ、市長とか議長が市長会、議長会へ行って、いやあ座間市さん、随分シェイクアウトとか頑張っておられますけれども、この自主防災率はどうなのですかと言われたときは非常に悔しい思いを多分されると思いますので、ここははっきりさせておいたほうがよかったのかなというふうなことで今回取り上げさせていただきましたけれども、先ほど部長のほうからありました本当は我々のほうの考え方が正しいのであろうというのは賛同します。ぜひそういった気持ちを持ってですね、今後もし組み込んでいただければというふうに思いますし、逆に、僕は先ほども申し上げましたけれども、県のほうからも一言何かあってもいいのかなというふうに思ったのですね、やはり。この率を今回初めて組織率を出したのかもしれないのですが、やはりばらつきというのがあれば県としてはそれなりのことを察して、率が低いところにはちょっとおかしいのではないですかの一言ぐらいあってもいいのかなというふうに感じました。こういったところは芥川県議によくよく伝えて、この辺を是正していただければなというふうに思います。ちょうどですね、連絡したら、今回、県議のほうも県議会の一般質問で防災関係の質問をされるということで、市町村との連携をテーマに質問されるということなので、絶好のチャンスかなというふうに思っております。



質問、一つだけ。ちなみにですね、ちょっと安心したいので。ちなみに、先ほどの組織率のところ、国が言っている活動範囲を示した世帯数を当てはめると、座間市としては何%になるのか。もし計算されていればお示しいただきたいというふうに思います。

あと、福祉部のほうに関しましてはいろいろご苦労が多いと思いますので、大変でしょうけれども頑張ってくださいということでエールを送らせていただきます。

質問事項としては、率を分子を変えたときにどうなるのかお示しいただければというふうに思います。

以上で質問を終わります。

〔答弁〕 野本市民部長

正しい解釈で、正しくもないのですが、残念ながら国が言っている考え方で計算をし直しますと、平成27年4月1日現在ですけれども、93.76%になりました。